

西松浦地区合併協議会 議事録

(第十六回)

日時：平成17年12月 6日
会場：焱の博記念堂 2階会議室

開 会 (15時 00分)

○事務局長 (福島 清人)

みなさん、こんにちは。

定刻になりましたので、ただいまから、第16回の合併協議会を開催させていただきます。

会議を始めます前に、本日の資料の確認をお願い致します。

資料は、本日の会議次第と別冊資料と町章のアンケート用紙の3点でございます。

それでは、初めに会長にご挨拶いただき、引き続き会の進行をお願い致します。

○会長 (岩永 正太)

みなさん、こんにちは。

本当に、時が経つのは早いもので、あっという間に師走を迎えました。

有田の方では、秋の陶器市が盛大に催されまして、私も23日に「ちゃわん祭り」にお招きを頂きまして、参加をしましたけど、本当に、大勢のお客さんが来ておられまして、本当に、盛会でよかったなと思っております。関係者の皆さんの努力に感謝をしたいと思っております。

合併までも、後、85日となりました。

それぞれ両町では、色んな整合と申しますか、調査をして、職員もがんばってくれております。

協議会も、いよいよ最終段階に入って参りました。

本日の会議では、報告事項一つと、4つの協議事項を提案させて頂いております。

委員の皆さんには、慎重に、また熱心に、ご協議をお願いしまして、挨拶とさせていただきます。

○議長 (岩永 正太)

それでは、早速会議に入りたいと思いますが、只今の出席委員さんは、16名でございます。

審議に先だちまして、本日の議事録署名委員をお願いをしたいと思っております。

有田の南委員さんと、西有田の嘉村委員さん、お2人をお願い申し上げたいと思っておりますが、よろしゅうございますか。

はい、それでは議題に入らせて頂きます。

最初は、報告第1号、第20回から22回の幹事会の会議概要について、江崎幹事長から報告をお願いします。

○幹事長 (江崎 幹夫)

それでは、1ページをお開き頂きたいと思っております。

第20回から第22回幹事会における協議等の結果についてご報告致します。

平成17年11月8日に第20回、11月15日に第21回、11月24日に第22回幹事会を開催し、協議及び調整を行ないましたので、西松浦地区合併協議会幹事会規程第6条の規定により報告させていただきます。

1. 第20回及び第21回幹事会

(1) 一元化調査票、ランクBについて確認でございます。

幹事会で確認すべき一元化調査票について協議・調整を行ないました。

(2) 国県申請事業でございます。

確認事項、国県への申請事業について報告を受け、協議・確認を致しました。

2. 第22回幹事会

(1) 第16回協議会協議事項等について

確認事項、第16回協議会の協議事項等について、協議・調整を行ないました。

(2) 一元化調査票（Bランク）の確認について

確認事項、幹事会で確認すべき一元化調査票（Bランク）について、協議・調整を行ないました。

以上でございます。

○議長（ 岩永 正太 ）

はい、ありがとうございました。

只今、江崎幹事長から幹事会概要の報告がありましたが、何か、このことについて、ご質問等ございませんか。

意見もないようですので、幹事会概要の報告については、了承されたものと致します。

それでは、次に協議事項に移らせて頂きます。

最初は、協議第88号、新町の町章につきまして、前回5点の候補作品を選考いただき、その後、すでに発表されていた作品があることが判明しましたために、次点から繰り上げ、11月15日から30日まで、住民アンケートを実施させていただきました。

まずは、その結果を事務局より報告いたします。

○事務局員（ 田中 祐輔 ）

説明致します。

資料は3ページをご覧ください。

11月15日から30日まで、住民アンケートを実施。

右の方に各作品の得票数を掲載しております。

アンケート対象は、両町の小学5、6年生、両町の中学生、そして両町の各世帯となっており、それぞれ内訳と合計を入れております。

例をいいますと、作品番号1番で見ると、小学生のところが得票数26票、中学生の得票が33票、各世帯が94票、合計153票となっております。作品番号2番につきましては、小学生の得票が19票、中学生が14票、各世帯が99票、合計132票となっております。

続きまして、作品番号3番、小学生が116票、中学生が231票、各世帯が477票、合計824票となっております。作品番号4番、小学生が276票、中学生は260票、各世帯は469票、合計1005票となっております。

最後に、作品番号5番、小学生が14票、中学生が44票、各世帯が49票、合計107票となっております。

このアンケート結果を参考に協議を行っていただくよう、よろしくお願い致します。

以上です。

○議長（ 岩永 正太 ）

只今、事務局より報告がありましたが、その結果を踏まえて、本日、ご多忙の中にアドバイザーの先生方にお集まりいただき、この会議に先立ちまして、専門的な観点から、総合的な評価を頂いております。

ここで、その内容等を、アドバイザーを代表して、辻先生よりご報告を頂きたいと思いますが、辻先生よろしくお願い致します。

○アドバイザー（ 辻 公也先生 ）

辻でございます。

ご報告申し上げます。

先ほど、事務局から1番から5番までにつきまして、得票数の報告がございました。

私たちは、3番と4番につきまして協議を致しました。ご覧頂きますように、824、1005点。以上の得票数は、かわって参りますが、特に、私たちは、ご覧頂きまして、例えば3番と4番で小学生・中学生、この辺が未来を担う若い子供たちです。

彼らが、恐らく専門的な意図は持たなかったかもわかりませんが、直感的に、恐らく4番を指名したんじゃないかと、そういうふうに思います。

そういうことでもって、一応4番をご推薦申し上げたいと、結論はそういうこととございます。

ただ、応募要綱の中に、多少の修正といいますが、そういうことはあり得るということを書いてあるようございますので、この4番で問題点を指摘いたしますと、このブルーで書いたナの字みたいなものと、グリーンの空間が空きすぎるんじゃないかと。これをもう少しくっつけようじゃないかというのを、提案いたしております。

それでもって今日、一応、私たちは4番をご推薦申し上げたいと。

以上でございます。

○議長（岩永 正太）

ありがとうございました。

只今、報告を頂きましたが、何かご質問ございませんか。

はい、川内委員さん。

○3号委員（川内 雅博）

4番だけが、色が3色になっておるようですけども、その色合いについては、変更はないんでしょうか。

何か、ちょっと賑やかだなという感じがしているんですけど。

○アドバイザー（辻 公也先生）

その賑やかさ、3色についてのうんぬんは、致しておりませんが、ただ、印刷物になりますと一色増えるということは、相当金額的にもはります。

そういうことを踏まえまして、恐らくあんまりそういうことはないだろうということでもって。

これはあくまでも、シンボルでございますので、ご本人の意図を考えますと、やはり、しかもまた、アンケートからいきましても、当然これも、しょうがないんじゃないかと、そういうふうに思っております。

この色につきましても、ご提案申し上げております。

以上です。

○議長（岩永 正太）

よろしゅうございますか。

他にご質問等ございませんか。

それでは、他にご意見等ございませんので、ここでデザインの最終決定をさせて頂きたいと思っておりますが、アンケート結果も尊重致しまして、上位2点ということになりますので、協議会委員のご意見を伺い、話し合いで意見が一致すれば、そのように決定をし、もし決定できなければ、投票とすることになります。

ちょっとここで、皆さん方の色々な意見をお伺いしたいな一と思うんですが、いかがでしょうか。

まず、2点に絞って皆さん方のご意見を伺いたいと思います。

はい、どうぞ。

○3号委員（川内 雅博）

先ほど、辻先生おっしゃいましたけど、真ん中がちょっと離れているということなんですけど、角度はそのままで、もうちょっと接近するという事なんですか。その辺具体的に、どこまで接近するのか、わかれば教えていただければ。

○アドバイザー（辻 公也先生）

今から協議しようとして申し上げているところでございまして、どこまでということは、ちょっと今のところ想定できないと思います。

もう少し、検討しなきゃならないんじゃないかと。

ちょっと今のところは、なんとも申し上げられません。

○3号委員（川内 雅博）

丸いやつも少し上がってくるんでしょうか？

○アドバイザー（辻 公也先生）

それは、今のところ、話し合いの対象にはなってませんが。

今のところ、ブルーとグリーンの差の所だけ、空間だけを少し縮めようじゃないかと。

○3号委員（川内 雅博）

つけるんじゃなくて、拡大するんですかね？

○アドバイザー（辻 公也先生）

少し伸ばすということ、ひっつけるということ。グリーンの方が動いてくると。

○3号委員（川内 雅博）

グリーンの面積が増えるんじゃないんですか？

○アドバイザー（辻 公也先生）

結局動くということは、増えることになりですね。少し。増えるという形。

スライドする訳では、ございません。増えるという形。

○3号委員（川内 雅博）

スライドするかも分からないんですよね？

○アドバイザー（辻 公也先生）

それは、まだ今のところそこまでいっていませんので、会議の中では。

○アドバイザー（草場 龍介先生）

緑色をスライドさせれば、ひらがらの「ち」見たいなものが、少し有という漢字の細長い月の形、そこに近づくんじゃないかなという気もしますので、であれば、緑を少し左に寄せた方がいいかな

と。

左に寄せると、今度赤い点がそこでいいのかどうか、周りの空間が少し狭くなりますから、もうちょっとスライドするとか上下ずらすとか、そこらも出てくると思いますので、「ち」というひらがなが、少し有という漢字に見えてくるように、もうちょっとしたほうがいいかなと、私、個人的には思ってるんですけど。

そこら辺もまた。

○議長（岩永 正太）

はい、どうぞ。立林委員さん。

○3号委員（立林 幸一）

このアンケート結果は、あくまでも参考ということで、上位2点、例えば2番目の分でも可能ということですか？

今、会長の方からおっしゃった、2点というのは。

○議長（岩永 正太）

ちょっと、私が2点を絞ってというお話をしました。それは、皆さん方は、それは白紙に戻そうということであればいいんですけど、ただ、あまりにもアンケートの票数が、ちょっと離れているということもありまして、2点に絞って、今のところ議論して頂いておりますが、いや、それは一からやり直そうということであるなら、皆さんの総意が必要だと思います。

どうでしょうか。ちょっと小中学生もですけど、一般の公募も、ちょっと差が有りすぎるような気がします。

拮抗していれば、そういうことも考えられますでしょうけど。

○3号委員（川内 雅博）

一番気になったのは、この4番が「ち」に見えることですね。
それを寄せればどれだけ変わるか見てみたいですね。

○議長（岩永 正太）

そうですね。私たちもあんまり寄せると、「ち」になってしまうという。そういう感じもありました。

○2号委員（田代 正昭）

もし製作者が、絶対駄目と言われた場合は、どういう対応をなされるんですか。
絶対、こいしか駄目と言われた場合にですね。

○事務局長（福島 清人）

募集要項にも「補正もあり得る」と書いております。
決定すれば、うちの方に著作権が移りますので、できるということです。

○議長（岩永 正太）

色々、意見を出して頂きたいというふうに思います。
どうでしょうか。これは大事なことですし、将来の町章のことですから。

まず、3番と4番、2点に絞ってということでは、よろしゅうございますか。
いいですか。

はい、それでは3と4の2点に絞って、皆さんの意見をお聞きしたいと思いますが、

はい、どうぞ。

○2号委員（ 諸隈 英博 ）

私は、個人的なアンケートでは、3番に投票したものでございますけれども、はっきりいいます。今、先生がおっしゃいましたように、アンケートの結果、小学生・中学生、将来を担う子供たちの投票数が非常に多かったということで、デザイン的には、私はわかりませんが、微調整を加えるということで、4番では、どうだろうかと思えます。

私は、3番に投票してから思ったんですけども、ちょっとイメージがAコープのあれと似てるわけですね。Aコープは、このAの頭がなくて、頭のところにぴらっと葉っぱが、入っているわけですけど、イメージ的に、Aコープとちょっと似ているかなという面で、4番ということだと思います。

○議長（ 岩永 正太 ）

どうですか、他の皆さんは、どうでしょうか。

佐藤委員さん、どがんですか。

○3号委員（ 佐藤 利枝 ）

私としては、3番を投票したんですが、そして、各世帯からの投票数は、3番の方が多いいんですね。4番と比べたら、469と477になっておりますので、私としては3番がいいと思いますが、どんなでしょうか。

○議長（ 岩永 正太 ）

投票という最悪の場合は、なるんでしょうけど、出来れば、皆さんの意見が一致した方がいいなという気がいたします。

どうでしょう。岩崎委員さん。

○2号委員（ 岩崎 賢助 ）

私に指名を受けましたので。

今、川内委員さんから言われているような点も、私も心配しました。3色、ちょっと賑やかすぎるかなという感じもあるんですよ。いわゆる「ち」に見れば、このままでも「ち」に見えるということで、その辺が、私もちょっとひっかかるんですけども、有田の、漢字の方の有をモチーフしたということで、はっきりしたイメージはわかるんですけど、ちょっと私もその辺が、3色と他の2色のものと比較した場合、3番の方がすっきりしとるような感じもするし、色合い的には、4番が少し賑やか過ぎるかなということ。その辺が気掛かりになるところです。

投票の結果は、アンケート調査の最終については、私も従わなきゃいけないかなと思っておりますけど、そういう意味合いが、ちょっと心配される場所です。

○議長（ 岩永 正太 ）

はい、どうぞ。

○3号委員（立林 幸一）

個人的な意見ですけども、拡大・縮小をやる場合に、4番ではどこを基点にして、どういうふうに持っていくんだろうというふうな感じもするわけです。

私としては、3番の方が拡大・縮小に、例えば手書きでやった場合にわりと簡単に行くんじゃないかなという気がしています。

○アドバイザー（草場 龍介先生）

私も、個人的には4番は、ずーっと外してみていたんですけど、「ち」に見えたら、ちさん工業の「ち」みたいな感じだなという気がして、今、少し、幅をよせて、するんだったら、それしかないと言いました。寄せても「ち」という字を払拭することは出来ないと思います。ちょっとぐらい寄せるだけですから、それは無理だろうなと思います。ただするとすれば、それくらいしかないと思いますので。

3つに割れていますので、色を緑と赤だけで、青の部分を緑にするとどうなるかなと。

これは、してみないとわかりませんが、ただ、私の個人的な意見ですけど、1・2・3・5は確かに形は、ものすごくおしゃれに出来ています。

今は、大体、企業さんでもなんでも、こういうふうなすっきりとしたデザインを、アルファベットをメインにやっていますので、だからこういったのをずらっと旗が並ぶと、どこも似たりよったりにかえて見えて、4番はコテコテですけど、ちょっと目立つかなと思います。

ただ、美しいかどうかという、これは個人的な感性ですので、ちょっと1・2・3・5と比べると、また、全然見え方が違ってくるんじゃないかと思います。

どちらがいいかなというのは、中々難しいと思いますね。

票数を分けているのは小学生ですよ。これでかなり差が出ているんじゃないかと思います。3と4はですね。小学生が2：1ぐらいの差が出ているので、これは中学生と各世帯だけでやっちゃうと、もっともめるかなという感じはします。

○1号委員（江崎 幹夫）

4番は拡大・縮小するのは可能かどうかなんですけど？

○アドバイザー（草場 龍介先生）

単なる図形の縮小・拡大だったら、それは何も問題ないです。

コンピュータでやってしまうので。

○議長（岩永 正太）

どうでしょうか。

これは、一つは町旗の、この大きな、あれにも、はまっていく、そういうイメージも考えていただいて。

○3号委員（今村 安伊子）

諸隈議員さんも言われたんですけど、西有田の孫がおりますが、その子も、これはAコープのマークじゃないのかなと言って、じゃないんですけど、それに似ているねと。

「セブンイレブンの色よね」とそういう感じを言いまして、そしたら4番かなと。

私も、本当は1番の方がすっきりしていいなと思ってはいたんですけども、子供たちがそういうふうに言いました。

○2号委員（ 蒲地 豊 ）

迷いだすと、色々迷うわけですけど、もう単純にアンケートに従う、そしてまた、アドバイザーの推薦に従うといういうことでいかがでしょうか。というように思います。

○議長（ 岩永 正太 ）

他はございませんか。

それでも、これがよかばいということであれば。

まず、それでは3番・4番の二点に絞って、ちょっと今、色々意見が出ておりますが、どうでしょう。

さっきのAコープの話しではありませんけれども。

それでは、いいですか。

一つは、先ほどアドバイザーの方からもお話がありました。未来を背負う小学生・中学生の要望が多いということ。

もう一つは、千票を越しているという、一つのアンケートの結果もありますね。

そういうことを考えて、投票して、割れるということもどうかと思いますから、一本で絞っていければなという気もするんですが、そういう方向でよろしゅうございますか。

それでは、アンケートの結果とか、色んなことを考えながら、4番ということで皆さん方よろしいでしょうか。

いいですね。

はい。それでは皆さんがたの意見がまとまりましたので、新町の町章デザインにつきましては、4番に決定してよろしゅうございますか。

< はい >の声あり

はい、それでは協議第88号新町の町章については、4番に決定することと致します。

本日はアドバイザーの先生方、大変お忙しいところ、誠にありがとうございました。

後、色々修正等につきましては、一つご協議をお願いしたいと思いますが、この件について、アドバイザーの先生と事務局に一任させて頂いて、よろしゅうございますか。

< はい >の声あり

はい。それではそういうことで致したいと思います。

どうも今日はありがとうございました。

次の協議事項に移らせて頂きます。

協議第89号、学校教育の取扱いについて、事務局より説明をお願いします。

○事務局員（ 仁戸田 将英 ）

それでは、説明させて頂きます。別冊参考資料の1ページをお開きください。

これから89・90・91号を別冊参考資料の方で説明させて頂きます。よろしくお願い致します。

それでは、89号、学校教育の取扱いの参考資料、奨学金貸付制度の現況です。

まず有田町の方、一般会計予算の範囲で貸し付ける有田町育英資金、17年度の貸付が8人で、

貸付額が264万円、真ん中の方で、指定寄付の基金制度で江副奨学資金、こちら17年度の貸付が3人で、貸付額が126万円、次のページに移って頂いて、指定寄付での基金制度、有田ロータリークラブ福島奨学資金、17年度の貸付が2人で、貸付額が72万円、元に戻って頂いて、西有田町の方、基金制度で貸し付ける、国見・ふるさと西有田奨学資金、こちら17年度の貸付が11人で貸付額が456万円、指定寄付の基金制度で竹内昌三育英資金、17年度の貸付が3人で、貸付額が732万円となっています。

次のページに移って頂いて、調整内容の方、第一回協議会で確認された内容になります。

有田町育英資金は廃止し、新町において、新たに奨学資金貸付制度の創設を検討する。有田町の江副奨学資金貸付、西有田町の国見・ふるさと西有田奨学資金貸付及び竹内昌三育英資金貸付は、現行のとおりとし、当該区域を対象とする。有田ロータリークラブ福島奨学資金貸付は、合併までに調整し、新町において定める。となっております。

今回の提案、具体的調整内容が、新町において、新たに有田町奨学資金貸付制度を創設し、当分の間、旧有田町区域を対象とする。

有田ロータリークラブ福島奨学資金制度は、新町全域を対象とする。有田町奨学資金及び有田ロータリークラブ福島奨学資金の貸付金額は国見・ふるさと西有田奨学資金に準ずるとなっております。

以上です。

○議長（岩永 正太）

只今、事務局から説明がありましたが、ご意見やご質問ございませんか。

よろしゅうございますか。

はい、それでは異議がないようですので、学校教育の取扱いについては、原案どおり承認してよろしゅうございますか。

< はい >の声あり

はい、では協議第89号、学校教育の取扱いについては原案どおり承認することと致します。

それでは次に進みます。

協議第90号、ゴミ対策・環境保全の取扱いについて、事務局から説明をお願いします。

○事務局員（千代田 一茂）

別冊資料3ページをお願い致します。

説明に入ります前に、資料の修正を2箇所ほどよろしくお願い致します。

まず3ページ、現況の欄、有田町の4番、ごみ集積場設置事業の中の、1番下ですけれども、16年度実績、3基、括弧して81万4千円ということになっておりますけど、括弧の中を8万1千円、4を削除ください。81万4千円ではなくて、8万1千円と。

それから5ページをお願い致します。真ん中の調整内容の欄、括弧書きで第3回協議会確認とありますけれども、ここを第4回協議会確認、3を4に修正をお願い致します。

それでは3ページに戻って頂きまして、ゴミ対策・環境保全の取扱いの説明に入ってまいりますけれども、ゴミ対策・環境保全の取扱いにつきましては、第12回協議会におきまして、すでにゴミ処理手数料等につきまして、確認を行なっておりますが、今回の提案は、各種助成制度の提案になってまいります。

説明して参ります。現在両町で各事業が実施されておりますけれども、1番の方から、生ゴミ処

理機設置事業。この事業は、両町、同じ内容で実施されております。生ごみ処理機の購入費の1/3を、二万円を限度に交付するといった事業です。

2番、ごみ処理容器設置事業、この事業も、両町、同じ内容で実施されております。一個あたり2千円の補助金を交付するといった事業です。

3番が、ぼかし肥料専用容器購入補助事業。この事業につきましては、有田町のみの制度で、専用容器一個につき、購入費の1/2以内、千円を限度に補助金を交付するといった事業になっております。

4番、ごみ集積場設置事業、この事業は、両町で実施されておりますけども、内容に異なる点が若干ございます。相違点を説明致しますと、購入の場合の補助金が、有田町が1/2以内で3万円を限度、西有田町が1/2以内で、2万円を限度といったことで、限度額が異なっております。

それから設置の場合の補助金が、有田町が1/3以内で、5万円を限度、西有田町が1/2以内で5万円を限度といったことで、1/3以内、1/2以内といった点が異なっております。

4ページをお願い致します。

5番の環境リサイクリング事業、この事業は、西有田町のみ実施されている事業になっております。

6番、7番。

6番が資源ごみ回収奨励事業。

7番が有用微生物群生ごみ減量化普及事業ですけれども、この6番、7番につきましては、有田町のみで実施されている事業でございます。

6番の資源ごみ回収奨励事業につきましては、平成14年度以降の実績がない、といった状況になっております。

8番がリサイクルデー事業ですけれども、この事業につきましては、助成事業ではございませんけれども、両町において、ごみの減量化や再資源化に向けての取組みとして、月一回の実施がなされているといった事業になっております。

5ページをお願い致します。

調整内容の欄、第4回協議会で確認した内容ですけども、ごみ処理及び減量化の各種助成事業は、合併までに調整し、新町において定める、ということになっております。

具体的対応策と致しまして、両町ともごみの減量化・再資源化に向け、普及促進が必要であり、助成制度については、事業内容の充実を図る。といったことで、一番下の太枠の中が、今回の提案内容になりますけれども、読み上げて参ります。

生ごみ処理機設置事業は、現行のとおりとする。

ごみ処理容器設置事業は、現行のとおりとする。

ぼかし肥料専用容器購入補助事業は、有田町の例による。

ごみ集積所整備補助事業は、有田町の例による。

環境リサイクリング事業は、現行のとおりとする。

資源ごみ回収奨励事業は、廃止する。

有用微生物群生ごみ減量化普及事業は、有田町の例による。

リサイクルデー事業は、現行のとおりとする。

となっておりまして、近年の実績がない、資源ごみ回収奨励事業が廃止となっている以外につきましては、現在、両町で取組みがなされている内容において、新町においても取り組む、といった提案内容になっております。

以上です。

○議長（岩永 正太）

只今、事務局から説明がありましたけど、何かご意見・ご質問等ございませんか。
はい、どうぞ。

○3号委員（立林 幸一）

5番の環境リサイクル事業、それから8番のリサイクルデー事業、実は、この5番の事業につきましては、有田の担当課長の方から、私どもの区長会の方に昨年来、話があっておりました。

それで、区長会の中で、始終話しをしてきたわけですが、非常に、有田の場合は、やりにくいというふうなことで、区の行政そのものも、西有田とちょっと中身が、区行政のやり方が違うようだなということ、思ってるわけですが、非常に、有田の場合は、場所の問題、また人的な問題、こういったことで、非常にやりにくいということで見送って、結局、今年度10月からリサイクルデーを、毎月ステーション方式でやるということになった経緯がございます。

そういったことで、この環境リサイクル事業とリサイクルデー事業、これは一つにまとめてよくはないかというふうに、私も思うわけですが、いかがでしょうか。

○議長（岩永 正太）

それは、まとめてと言いますと、現況どおりではなくて？

○3号委員（立林 幸一）

有田の場合は、ほとんど、このステーション方式ということで、防災広場の方に集めておりますので、各地区での取扱いはしないというふうなことになるわけです。

ですから、環境リサイクル事業は、現行のとおりとするということになっておりますが、これは、西有田町の例によるだけで、西有田だけの事業として、されることには構いませんけれども、有田の場合には、ちょっと取組みが出来ない状況にあるということです。

○議長（岩永 正太）

今の提案は、現行どおりですから、有田は有田のやり方でということですが、そのへんの事を。
はい。

○1号議員（江崎 幹夫）

ちょっと、私が今日、全協で話したのと、今、立林区長さんが言われたとの相違が、ちょっとあるものですから、申し上げたいと思うんですけど、この現行どおりということは、確かに西有田だけのことを指しているわけですが、現行どおりという捉え方を、もし、有田の方も出来る部落があるならば、無理には言わないけれども、西有田のやり方を出来る部落でやっていいんじゃないだろうかという全協での話し合いを、私はしてきとったものですから、その辺は、ちょっと申し上げたいと思います。

○議長（岩永 正太）

ありがとうございます。
ちょっと、昨日の議会の状況も報告してください。

○2号委員（岩崎 賢助）

今、江崎助役さんからおっしゃったように、西有田は、各集落ごと、部落ごとに、環境リサイク

ル事業をやっています。今、ここに発表があつていますように、モデル地区を設けて、大方24集落、今年度中には、いくような形を、そこまで普及をしております。

そういうことで、有田が場所的にない地域もあろうけれども、集落ごとに出来る地域もあろうし、出来れば、出来る地域から、そういう推進事業をしてもらったかどうかという意見が出ていましたので、江崎助役さんがおっしゃったような方向で、出来ればなど考えております。

○2号委員（ 田代 正昭 ）

今日の全協で、一部の議員さんから、一地区でも取り組んでみたいという発言もあつておりますので、出来れば、有田町の方まで幅を広げて、していただければと考えておりますけれども。

確かに区長会では、そういうお話があつたということ、今、始めて聞いたわけでございますけれども、そういう議会の中で、そういうふうなことがございましたので、出来ればそのような形で、お願いできればと思っておりますけど。

○3号委員（ 前田 義弘 ）

西有田の区長会では、お話があつたように、今の件でお話があつたんですけど、現次点で、24部落の内に9部落が実施していなかったわけです。現時点10月までで。

それが、今年度中には1月末をもって、大体22地区が実施しようということで、後、2部落についても、3月までには、するということ、全部落、実施するというようなことで、今、申し合わせしております。

そういうことから、ぜひとも、有田の方もそういうふうなことで、各集落でお願いしたらいいということ、私は思っております。

○議長（ 岩永 正太 ）

はい。

○3号委員（ 今村 安伊子 ）

大変、意識改革とか、そういうのを進めていくには、確かに西有田の方式がいいと思うんですけど、有田は、まず個人負担です。まったくごみ袋でもなんでも。有用資源も。個人が袋を買ってそれに入れて出すようになっている。

ですから、部落でまとまってするということ、まず個人負担で、しっかり分別出来てしていると思います。

今さら、部落でまた、まとまってするということ、今までの意識の中でしっかり出来ているので、有田は、あのままでいいんじゃないかと思いますが。

○3号委員（ 前田 義弘 ）

西有田の方は、各集落に、私がシルバーの方をお世話させてもらっている関係で、第2と第4が曲川地区と大山地区に分かれているわけです。

その前日の土曜日に、エコパックと言って、入れる容器ですけれども、これを全部各集落の広場、あるいは公民館なんか配送します。

非常に、お年寄りから若い人まで交流の場が出来て、非常にいいというようなことで、大きい部落でも、200戸ぐらいある部落でも、1時間程度で収容できるということで、非常に好評なんです。

袋もいらんし、ただ自分の家に1ヶ月間だけ保管しとかんばいかんということが、デメリットで

すけれども、その他は、非常にそういうことで、交流の場が出来て、非常にいいということで、西有田の方は言ってもらっています。

○3号委員（今村 安伊子）

私も、その点は大変いいと思います。西有田らしくていいなと思うんですけども、私たちは、やっぱり、みんなもう各地区に出向かれて、課の方がみんな袋を自分で買って、それに入れて、個人負担です、まったく。

そういうふうにしておりますので、その地区・地区の特性でよろしゅうないですか？

私はそんなに思います。

そして、上有田の上流の方に住んでいるものですから、EM菌で、米のとぎ汁をペットボトルに入れて、EM菌を入れて流さないようにという、例えば消費者グループなんですけど、50名会員がおりまして、2箇所使ったとします。そしたら100家庭の200ミリリットルのペットボトルじゃなくて、もうそれこそ2000リッターです。それが一日、お米を炊く時に一回出ますもんですから、それをしっかりしておりますと、とにかく上流にいるものの役目として、消費者グループはそういう運動を進めておりますので、そこまでいっていると思いますので、有田の方は、まったく個人負担で、各分別をしております。

ですから、有田は有田でよくはないでしょうか。

西有田の方は、それはもちろんいいと思います。

両方いって有用資源、それから、あれも活用できているんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○2号委員（田代 正昭）

議会では、両町で違っていたから、環境リサイクル事業は西有田だけ、有田になかったけん。

それでは、不平等ではないかということで統一した方がいいではないかという話もあったわけですよ。しかし、西有田がそういう補助金を出してやっておられるのであれば、有田町が取り組んでみたいというところがあれば、そういうこともしたいというふうな発言もございましたので、江崎助役が申しましたように、そのような形になったわけでございまして、有田で、もし全然せんということではなし、もし、そういうことで取り組めるようお願いを、西有田町のみじゃなくて、有田町まで広げて出来るというふうなことをして頂いておれば、有田町でも出来るということでございますので、それを絶対せんばいかんていうことではなし、そういう形で、どがんじゃいお願いできんでしょうかね。

○議長（岩永 正太）

昨日、私も西有田の議会で一緒に、全協に入りました。

その中で、「有田もできんところもあつもの」という話ですよ。だから、今の有田町だけが、全部それでいくのじゃなくて、でけんところは仕方なかけん、出来るところはやってもらったらどうかという、そういう議員さんのお話でありましたから。

例えば、ちょっと農家の多いところとか、そういう場所があるところ、そういうところから、少しやっていただければいいんではないかなという話が出まして、「できんところもあるもの」ということでした。

それは、そういう空気であったことは。

ですから、その辺をもう少しちょっと、議長さん。

○2号委員（ 岩崎 賢助 ）

決して、全部、有田町さんが、全町的にせろということではなくて、例えば、西有田の集落と変わらない条件のところもあるでしょう。

それで、家の密集したところは、なかなかそういう場所もなかったりするところは別にしながら、西有田とあんまり変わらん環境の地区は、西有田並にしていく、環境問題をそういうことで取り組んでいかんば、すぐ新しい町になっていくとやけんが、西有田のもんはこがんしよる、有田のもんはこがんしよるじゃいかんろうけん、その辺は、ある程度統一の形をとってもらおうほうが、ようなかろうかということで、強制ではなくて、今すぐ、明日からせろじゃなくて、出来る地域から初めてもらったらということでしたので、その辺は、全町に絶対強制的じゃありませんので、出来る地域から始めてもらったらいいですねということです。

○3号委員（ 佐藤 利枝 ）

ごみ集積場の設置事業について、発言したいと思いますが、有田町の方は、佐賀に、月の内に何回か通りますが、道路上にごみ袋があります。

たまたま、ずっと見ていますが、これはやっぱり、集積場はどうかして設置された方が、観光の町の有田としては、これがちょっと見苦しいような気持ちがずっと前からしよりましたが、どんなでしょうか。

そして、上有田の方は、いっぺん通ったことがありますし、空家もありますし、空き地もありましたので、そんなところをご相談されて、集積場の設置を、今回合併と同時に、この話が出たということで、されたらどうかと思います。

それからもう一つ、微生物EM菌について、ちょうど、私が昨日、佐賀に行って勉強してきたばかりやったんですが、このぼかし肥料は、EM菌の微生物による作用で、私たちが20年前から取り組んできました。そして現在では、佐賀大学の農学部の方による研究で、地球環境汚染に繋がるおそれがあるということで、これがよいという保証は出来ないということで、佐賀市内の方は、もうこのEM菌の事業は取り組んでいないということだったのですが、有田のほうでは、どの組織でこれに取り組んでおられますか。

現在では、NPOの法人の方で、泥団子による河川の浄化ということで、それを進められているそうです。

そういうことを昨日、ちょっと勉強してきたばかりだったので、あわせて二つよろしくお願ひします。

○議長（ 岩永 正太 ）

佐藤委員さん、今ごみ集積所の件については、ちょっと僕が預かります。

それは、行政の色んな問題、それから、地域住民に対する周知徹底とかありますから、ここで色々議論するということは、ちょっとと思いますので。

今、ぼかしの話が二番目だったんでしょう。

○3号委員（ 今村 安伊子 ）

ぼかしに取り組んでおりますが、私たちは、いい方でとって活動しておりました。やっぱり物を進めて行くのに両極ありまして、必ず駄目だという学者さんと、進めようという学者さんといますので、その時点で、私は、前会長のいうとおりにして参りましたので、いうとおりのか、他に勉強する機会が、沖縄大学の比嘉教授の通りでして進めましたので、それはまた、ご一緒になってから勉強していったほうが、よろしくないでしょうか。

○議長（岩永 正太）

議論の場所が、ちょっと、おかしてもらっていいですか。

○3号委員（今村 安伊子）

さっきから言いますが、有田は、本当に自分達のごみは、自分たちでしっかり地球環境の為に勉強して行こうと、それに取組んで行こうと、だから場所とかも、確かになかったことはなかったです。

町の環境下水道課の方からも色々アドバイスを頂いて、分別もとにかく、個人から始めようという事で、進んできたんじゃないかと。

すみません。下水道環境課の課長がいますので、現況を言ってもらってよろしいでしょうか。

○環境部会長（森吉 保夫 有田町環境下水道課長）

有田町の環境下水道課の森吉でございます。両町お話し合いをしながら、協議を進めてきましたけど、今のEM菌については、非常に素晴らしい取組みをされていらっしゃると思います。消費者グループさんとして。

これも、ごみの減量化を図る上で必要なことだと思います。

先ほどおっしゃいましたNPO法人とか、各地域で、県内であれば、伊万里市さんとか、それから、近辺であれば、佐世保市とかNPOさんが立ち上げられて、そのような取組みをされていらっしゃると思いますので、今後は、そういうふうな環境問題を啓発する上で、必要ではないかな、というふうに思っております。

それから、ごみの集積場の点は、よろしいですね？

○議長（岩永 正太）

ごみの集積場の件については、やはり、今ずっと続けておられますから、それを一挙に変えるということは大変だろうと思いますし、それは地域の人たちに十分理解を得ながら、いかんばいかなことですから、ここで色々議論をするということは。

むしろ、それよりも新しい町の、あり方の中で検討していただくということが、いいんじゃないかという気がいたします。

それで、そういうことで、ひとつお願いをして、先ほどちょっと出ました、ごみの環境リサイクル事業についてはどうでしょうか？

少し但し書きかなんか。

これから有田町も、出来る部分については、推進を出来る部分ということになるでしょうから、推進をするというような一筆を入れるかどうかということでしょうけども、いかがでしょうか。

○3号委員（立林 幸一）

確かに、岩崎議長さんがおっしゃるようなこと、趣旨わかります。

そういうことで、区長会では、私共の方ちょっと出来ないだろうという結論になったわけですが、今後の、区の行政のあり方、結局もとの小部落制に戻すというふうなことになるれば、これもやりやすいんじゃないかと。

今、千所帯以上ある区もあるわけですね。

そういった大きな区が果たして、こういった事業を取り組めるとかと、いうふうなこともある訳です。

こういった事業については、小さな小部落単位でやるということになれば、また、区の行政組織そのものも見直さなければならぬということ。

しばらく、時間がかかるんじゃないかというふうに考えます。

○議長（岩永 正太）

わかりました。さっき、前田委員からお話があったように、実は、子供たちから年寄りまで一緒になってやってくれておりますし、何か、子供たちから分別をお母さん達がしっかりしんしゃいと言われているような状況もあるようですし、これから、コミュニティというのが大事になると思います。

そういう意味でも、あるいは、出来るところは、そういう形で進められれば、集落作りにも非常に大きな貢献をするんじゃないかなという気がしますし、強制ではなくて、そういう、やわらかい感じで、出来るところから、創りこんでいただくという、そういうものを、ちょっと一言入れるということで、その辺を事務局にお任せいただいてもいいですか。

はい。それではそういうことで結論したいと思います。

それでは、協議第90号、ごみ対策・環境保全の取扱いについては、原案どおり承認するという事によろしゅうございますか。

< はい >の声あり

それでは次に進みます。

協議第91号、下水道事業の取扱いについて、事務局から説明をお願いします。

○事務局員（仁戸田 将英）

説明させていただきます。資料の6ページをお開きください。

協議第91号、下水道事業の取扱いの参考資料になります。

現況の欄、有田町が、使用水量で使用料を算出しています。

参考の方をご覧いただきたいんですけど、計算例として、一ヶ月に25トン使用した場合、基本料と超過料金に消費税をかけて3,832円という計算例があります。

西有田町の方、使用料が人員割で算定されています。参考として3人家族の場合が3,675円、4人家族の場合が4,200円となっております。

次のページをお開きください。

第7回協議会で確認された調整内容になります。点の二つ目、使用料は現行のとおりとし、新町において随時調整するとなっております。

こちら第7回協議会、17年の1月11日の時なんですけど、有田町の方で実施されていなかった為、現行のとおりとなっております。

今回の提案、具体的調整内容ですが、浄化槽整備推進事業の使用料は、現行のとおりとなっております。

調整方針の3段目をご覧頂いて、汚水処理整備事業の使用料は、すべての汚水処理整備事業を企業会計に移行する時に調整するとなっております。

次のページに移って頂いて、こちら浄化槽整備推進事業の負担金の方になります。

課題問題点の欄、有田町は17年度から実施。西有田町の負担金は、消費税加算があるということで、調整内容、第7回協議会で確認されたものです。

負担金は現行のとおりとする。

今回の提案、具体的調整内容が、浄化槽整備推進事業の負担金は、西有田町の例によるとなっております。

以上です。

○議長（岩永 正太）

只今、事務局から説明がありました。何かご意見・ご質問等ございませんか。

はい、どうぞ。

○3号委員（立林 幸一）

西有田町さんの方の、計算の参考例ございますけど、三人家族の場合の使用例とか、四人家族の場合の使用例がございますけど、これは何人家族というのは、何年何月をもって人数をはかられるのかですね。

○上水道部会長（廣 徳男 西有田町生活環境課長）

これは毎月の住民基本台帳から算出をしています。

毎月の一昨日現在です。

○議長（岩永 正太）

他にございませんか。

何か、他にございませんか。

それではないようでございますので、協議第91号、下水道事業の取扱いについては、原案どおり承認してよろしゅうございますか。

< はい >の声あり

はい、ありがとうございました。

それでは、協議第91号、下水道事業の取扱いについては、原案どおり承認することと致します。

以上で、本日予定されました協議はすべて終わったわけですが、委員の皆さんから、何か、ご意見・ご質問等ございませんか。

ないようでしたら何か、事務局からは？

○合併事務局長（福島 清人）

今日冒頭に決めて頂きました町章ですけれども、第4番目の町章に決定したわけですが、作者を、ここで皆さんにご披露したいと思います。

福田彰宏さんと申されまして、43歳、グラフィックデザイナーでございます。千葉県にお住まいの方ということでございます。福田彰宏さん、あきは表彰の彰ですね、「ひろ」はうかんむりにひろの字を書く、福田彰宏さん、43歳、グラフィックデザイナー、千葉県夷隅郡大多喜町猿稻（ちばけん、いすみぐん、おおたきまち、さるいね）にお住まいの方です。

それから、もう一点でございます、皆様がたのお手許に、官報の写しを差し上げていると思っておりますけど、実は、有田町・西有田町、合併することに対しまして、総務省より告示がっております。

お手元の資料の、3段目の右から二番目の告示番号1、262号でもちまして、西松浦郡有田町及び同郡西有田町廃止、その区域をもって同郡有田町を設置する旨、佐賀県知事から届出があったので、同条第7項の規定に基づき告示するというふうなことで、昨17年11月4日、先月の4日

に告示があつております。

この告示といいますか、この告示の効力・処分は平成18年3月1日から、その効力を生ずるものとするというふうなことで、3月1日から合併というふうなことに、これで決定をしたということでございます。

以上でございます。

○議長（岩永 正太）

それでは、今日の会議はこれで閉じたいと思います。

どうもお疲れ様でした。ありがとうございました。

閉 会 （ 16時15分 ）

上記顛末を証するため、下記に証明する。

平成 年 月 日

会議録署名委員

会議録署名委員
